

# 「学校現場における業務の適正化に向けて」 28年6月13日

## (2) 学校給食費などの学校徴収金会計業務の負担から教員を解放する

- 学校給食費等の学校徴収金は、多くの学校において、その徴収・管理業務を教員が担っている状況がある。とりわけ、未納者が多い学校では、未納金の徴収について、教員に大きな負担が生じている状況である。文部科学省の調査<sup>16</sup>においても、給食費の集金や支払、未納者への対応等への負担感が高いことが明らかとなっている。
- 一方、学校給食費を公会計化し、徴収・管理等の業務を教育委員会や首長部局に移行した自治体においては、教員の時間的かつ精神的な負担が大きく減少<sup>17</sup>しているほか、一般会計に組み入れられることにより、会計業務の透明性が図られるとともに、年間を通じて安定した食材調達等が可能となったなどの効果が報告されている。
- こうした状況等を踏まえ、学校現場の負担軽減等の観点から、教員の業務としてではなく、学校を設置する地方自治体が自らの業務として学校給食費の徴収・管理の責任を負っていくことが望ましい。このため、地方自治体の会計ルールの整備や徴収員の配置の促進、徴収・管理システムの整備など、学校を設置する地方自治体等が学校給食費の徴収・管理業務を行うために必要な環境整備を推進する必要がある。
- また、学用品費や修学旅行費等の学校徴収金の徴収・管理業務についても、課題を整理した上で、学校給食費と同様に必要な環境整備を推進する必要がある。
- このほか、教員と事務職員の役割分担を図った上で、教育委員会の下に学校事務の共同実施組織を設け、事務職員の連携・協働により、事務処理を効率的に執行し、事務処理の質の向上を図る取組が広がっている。学校事務体制を強化するとともに、学校給食費を含む学校徴収金の徴収・管理業務の一体的な実施等の業務改善を図るためにも、学校事務の共同実施を推進していくことが重要である<sup>18</sup>。

### <具体的な改善方策>

#### 【国】

- ◆学校現場における学校給食費の会計業務に係る負担を軽減するため、以下の取組を推進する。
  - ・地方自治体等による学校給食費会計業務の実証研究の実施
  - ・会計業務の実態調査・分析
  - ・学校給食費の会計業務に係る先進事例の収集・発信
  - ・学校給食費の会計業務に係るガイドラインの検討
- ◆学校給食費以外の学校徴収金の徴収・管理業務についても、実証研究等を行い、課題を整理した上で、学校給食費と同様、必要な支援を行う。
- ◆学校事務の共同実施を行うための組織を法律上明確化<sup>19</sup>するほか、共同実施の

<sup>16</sup> 平成26年度 教職員の業務実態調査。副校長・教頭が主として従事する業務のうち、「給食費の集金、支払、未納者への対応」や「学校徴収金に関する業務（未納者への対応）」に対する負担感はいずれも6割を超えている。

<sup>17</sup> ある自治体では、1ヶ月当たり約3～4日分の業務が減少し、未納金対応がなくなり、時間的・精神的負担が減少し、児童生徒の指導に重点化できるようになったとの報告がなされている。

<sup>18</sup> 市町村における事務の共同実施の実施率は、域内の一部の地域で実施しているものも含めると、約5割の実施率となっている（平成24年度文部科学省委託事業「学校運営の改善の在り方に関する取組（報告書）」（全国公立小中学校事務職員研究会））。

<sup>19</sup> 「次世代の学校・地域」創生プランに基づき、学校事務の共同実施を行うための組織を法律上明確化（平成28年度を目途に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正案を提出）。また、国は、学校事務の共同実施を通じた事務機能の強

優良事例の収集や周知を行うなど、学校における事務機能の強化を促進する。

#### 【教育委員会】

- ◆学校給食費の徴収・管理業務について、教員の業務としてではなく、学校を設置する地方自治体の業務として、首長部局と連携して、地方自治体の会計ルールの整備や徴収員の配置、徴収・管理システムの整備など、地方自治体が学校給食費の徴収・管理業務を行うために必要な環境整備を推進する。
- ◆教育委員会は、事務の共同実施を進めるために、規則等の見直しなど必要な支援を行う。

### (3) 統合型校務支援システム等を整備し、校務を効率化・高度化する

- 校務の情報化は、校務分掌に関する業務やサービス管理上の事務等の管理を標準化し、業務の効率化を図る点で有効<sup>20</sup>であり、積極的に推進していく必要がある。また、校務の情報化が進むことにより、教職員が学校運営や学級経営に必要な情報、児童生徒の状況等を一元管理、共有することが可能となり、打合せの縮減はもとより、学校運営や学級経営の改善を含め、教育の質を高めることにつながる。また、保護者への多角的な情報提供も可能となる。
- 情報化の推進と併せて、セキュリティ対策、情報保全などの充実を図るとともに、災害時に学校は地域の避難所となることを踏まえ、学校で使用する情報システム等を災害用ネットワークとして有効に機能させる観点からも、情報基盤を整備する必要性が高まっている。
- 以上のように、校務の情報化を進めるにあたっての基盤的役割を果たす統合型校務支援システムは、単に帳票等を電子化するシステムではなく、学校運営・学級経営の改善等にも資する「学校支援システム」として機能することが期待される。
- 一方、現状においては、①教育委員会・学校ごとに業務フローや様式が異なる、②システムに精通した人材の配置や体制が確立されていない、③必要な予算が確保されていない等の理由により、統合型の校務支援システムは十分に整備されておらず<sup>21</sup>、これら課題を踏まえた実効性ある支援策を講じていく必要がある。
- また、個人情報の校外への持ち出しを禁止している現状の中、教員の家庭事情（子育て、介護等）等を背景として、柔軟な勤務形態が求められている状況もある。このため、教員の家庭事情等の特別な場合に限り、セキュリティ環境を確保した上で、勤務時間中において学校外で業務を行うことができる環境整備を検討する必要がある。

化のための事務職員加配を実施している。

<sup>20</sup> ある自治体では、統合型校務支援システムを導入した結果、学校における各種調査の作成・集計、指導要録や週案、通知表の作成、出席管理、成績処理などの事務業務が大幅に効率化され、掲示板機能等のグループウェアの活用による打合せの短縮・合理化につながっているなどの効果が報告されている。統合型校務支援システムの導入により、教頭一人当たり年間 229.8 時間、クラス担任をしている教員一人当たり年間 224.1 時間の業務が軽減されたなどの報告もある。

<sup>21</sup> 教員の校務用コンピュータの整備率は 114%と目標水準の 100%を超えている。一方、業務改善効果の大きい統合型校務支援システムの導入は 4 割程度にとどまる（平成 26 年度 学校における教育の情報化の実態等に関する調査）。

また、校務用サーバーについては、学校内や教育委員会内の設置がほとんどで、クラウドの活用は進んでいない（クラウドサービスを利用している割合は 4%程度）（平成 27 年度 ICT を活用した教育を推進する上での望ましい環境構成に関する調査研究（速報値））。